

※実施については、久留米市での平成 31 年度予算成立が前提となります

平成 31 年度 久留米市ものづくり支援事業公募要領

【1】事業の目的

久留米市内の中小製造業者等が行う『新事業創出活動』に対し、(株)久留米リサーチ・パークが久留米市の補助金を財源とした委託事業において、これら経費の一部を支援することにより、地域ものづくり産業の振興を図ることを目的とする。

【2】対象者

- 1.市内に本社又は事業所を有する、中小企業（注 1）または個人とする。
- 2.同一事業の内容で他の公的機関から助成を受けていないこと。

（注 1）中小企業とは中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定される中小企業者。

ただし次の何れかに該当するものは、大企業とみなし対象外とする。

- (1) 大企業が単独で、発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有、又は出資している中小企業。
- (2) 大企業が複数で、発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有、又は出資している中小企業。
- (3) 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業。

【3】対象事業

- ・当該新事業創出活動(注 2)によって、経営及び技術力の向上に大きく寄与するもの。
- ・当該新事業創出活動の取組みの中に「11 分野の技術」（注 3）の何れかが、含まれているものとする。

（注 2）

新事業創出活動とは

- ・新製品（システム、ソフトウェアを含む）の開発
- ・新技術（生産性向上、コスト低減に係る技術を含む）の研究・開発

<補足>

※新製品は、市場に同様製品がない、もしくは市場にある製品に比べて高付加価値を有するものとする。

※新技術は、自社において「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術や方式であっても対象とする。

※新製品・新技術開発のための新規設備導入を含むものとする。

（注 3）

11 分野の技術とは

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の対象 12 分野からバイオ技術を除いた 11 分野とする。（別紙<資料 1>参照）

中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

【4】 事業実施期間

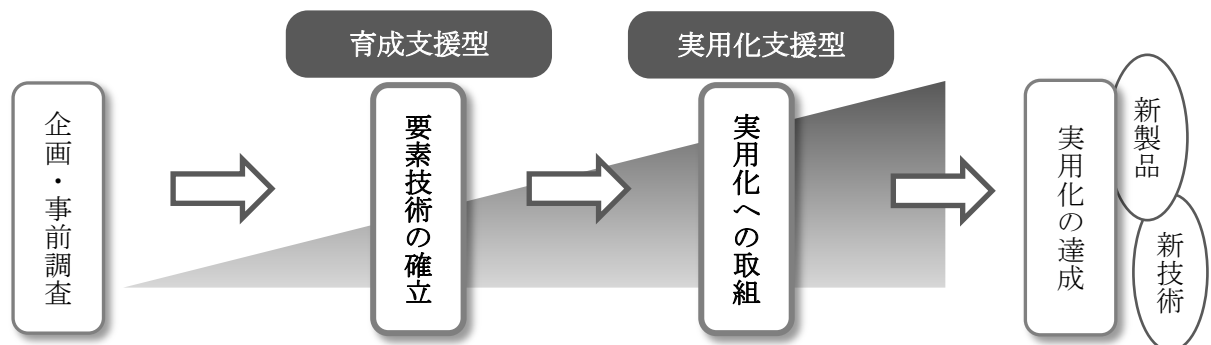
本事業における弊社との委託契約締結日 ～ 平成 32 年 2 月末日

【5】 支援メニュー

開発の段階に応じて、下記 2 段階のタイプがありますので選択ください。

項目	育成支援型	実用化支援型
事業の範囲	実用化の見込みのあるテーマにおける要素技術の確立に向けた取組み。 (実験や原理確認を目的とした試作等)	要素技術の確立は既に終えており、テーマの実用化に向けた取組み。 (実用レベルの確認を目的とした試作等)
研究機関との連携	大学、高専などの研究機関を委託先とし、連携にて事業を行うことを条件とする。	研究機関などとの連携の有無は任意。
委託額	委託対象経費総額の 2/3 以内とし 108 万円 (税込) を上限とする。	委託対象経費総額の 2/3 以内とし 324 万円 (税込) を上限とする。 (経費構成の例は別紙の<資料 2>を参照)

※当「育成支援型」に採択され、後に同テーマでの「実用化支援型」に申請される場合、審査において、加対象となります。



【6】 対象経費一覧

経費区分	内容	育成支援型	実用化支援型
1.機械装置・工具器具費	<p>自社内で使用する機械装置（設備）や工具、器具を購入または借用（レンタル、リース）する経費。</p> <p>※機械装置等を自社で製作する場合の部品は本経費とする。</p> <p>※機械装置に係る改良、据え付け、運送等も含む。</p> <p>※中古機器の場合、価格設定の妥当性がないものは対象外。</p> <p>※機械装置等は委託契約の締結により受託者に帰属とし、委託事業終了後の使用も可とします。</p> <p>※既存事業との併用は可とするが、提案本来の事業を実施するためのものと認められなければ対象外とする。</p>	○	○

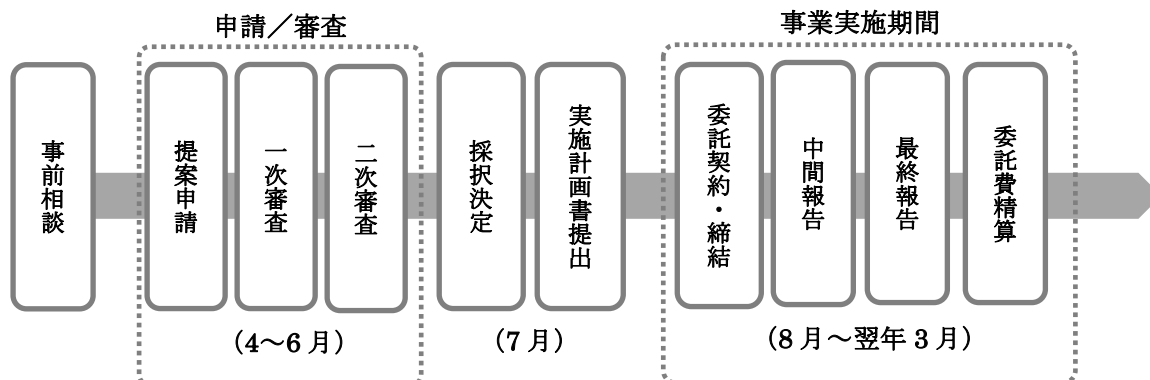
2.原材料・副資材費	<p>製品等の試作や、試験用に購入する原材料・部品や副資材等の経費。</p> <p>※購入した原材料は受払簿により管理し、契約期間内に使い切ること。</p> <p>※機器、ソフトウェア等であっても試作品に含まれる品目は本経費とする。</p>	○	○
3.旅費	<p>委託業務に対する直接的な出張の旅費。ただし海外を除く。</p> <p>※弊社訪問など、事務的協議は対象外とする。</p> <p>※鉄道運賃は実費とし、片道 50 km 以上を利用した場合、新幹線など特急料金も含むことができる。 (グリーン料金・寝台料金は対象外。)</p> <p>※航空運賃は、実費とし、エコノミークラスの搭乗料金を対象とする。</p> <p>※船舶運賃は、1 等船室の運賃を上限とする。</p> <p>※自家用車の利用は、委託企業の社内規定による。</p> <p>※タクシー運賃は、対象外とする。</p>	○	○
4.外注加工費	<p>開発に必要な原材料等の再加工、設計及び分析・検査等を外注等にて行う場合の経費。</p> <p>※外注先が購入する機械装置費等は対象外とする。</p> <p>※機械装置の製作を外注する場合は「機械装置・工具器具費」に計上してください。</p>	○ 委託対象経費総額から 5. 委託費を除いた額の 50%以内	○ 5. 委託費と合わせて委託対象経費総額の 50%以内。
5.委託費	<p>外部の機関に研究・開発の一部を委託する場合の経費。</p> <p>※外部の機関とは、技術的課題を解決する上で、専門技術的な見地から有効な解決方を提案・支援することができる以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究機関（独立行政法人等） ・ 国立大学法人、公立大学法人、私立大学法人、国公立高等専門学校 ・ 地方公共団体が設置する試験研究機関（地方独立行政法人を含む） ・ 財団法人、社団法人及び地方公共団体が出資を行っている法人等 <p>※委託先との、書面による契約の締結が必要です。</p> <p>※事業の根幹に属する内容の場合は対象外とするが育成支援型の場合は対象とする。</p> <p>※委託費には、各機関にて定められた間接経費または一般管理費を含めても対象とする。</p> <p>※外部機関からの再委託は、対象外とする。</p>	○ 上限なし。	○ 4. 外注加工費と合わせて委託対象経費総額の 50%以内。

6.工業所有権等 出願費	当該研究開発での発明や考案の権利化に要する経費。 ※出願・請求費用、弁理士費用等が対象。 ※源泉徴収税は除く。	○	○
7.宣伝・広告費	展示会での出展経費や印刷製本費を対象とする。 ※宣伝・広告に係る旅費は、旅費区分の経費とする。	× 本経費は対 象外。	○ 委託対象経 費総額の 20%以内。
8.その他経費	専門家謝金、使用料、運搬料、送料、振込手数料などを対象とする。 ※弊社、(株)久留米リサーチ・パークのオープン・ラボ、施設等の使用料は対象とする。	○	○

○対象外となる経費について

- (1) 当該支援事業で採択後、弊社との委託契約締結前に発注、購入または、翌年2月末の事業期間終了後に納品されるもの
 - ※ただし、育成支援型で連携を行う大学、高専、公的研究機関との研究開発委託契約が、上記、採択前に締結されている場合、支払が完了していない経費については対象とする。
- (2) 販売を目的とした製品等の生産に係る経費。
- (3) 商品券等の金券。
- (4) 各種保険料。
- (5) 自社内及びグループ会社間の取引。
- (6) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの。
(例)・事務用品／文房具
 - ・ファイル
 - ・トナー／インク／OA サプライ
 - ・パソコン及び周辺機器／メディア／ソフトウェア（表計算、文書作成など）
 - ・OA 機器／家電／電池
 - ・オフィス家具／収納
 - ・その他、一般家庭用向けの製品等
 - ※ただし、当該事業での専用、あるいは必要性等、個別事案にて可否判断されますので、ご不明な点についてはご相談ください。
- (7) 家賃、保証金、仲介手数料、光熱水費、電話代、通信費等
- (8) 不動産、自動車等車両の購入費、修理費、車検費用。
- (9) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの。
- (10) 対象経費の支払は原則銀行振込とし、困難な場合のみ現金で支払いを行うこと。
 - ※他取引との相殺や手形、小切手等にて行わないこと。

【7】事業の流れ



(7-1) 事前相談

事前相談は任意としますが、特に研究機関へのコーディネートを希望される場合は期間を要しますので早めのご相談をお願いします。

<相談申込方法>

弊社ホームページの「久留米市ものづくり支援事業」サイトより、「事前相談票」をダウンロードして必要事項を記入後、事務局宛てに「FAX」もしくは、同サイトの「お問い合わせ」や「メール」にて申込下さい。

○久留米市ものづくり支援事業・お問い合わせサイト

http://www.krp.ktarn.or.jp/006_Research%20and%20development/001-05.html

○事務局宛メール

kurumeshimono@krp.ktarn.or.jp

(7-2) 提案申請方法

<提出書類>

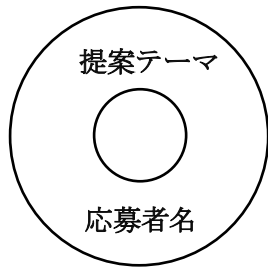
	書類	部数
1	『久留米市ものづくり支援事業』 事業提案書（第1号様式）	正1
2	(法人の場合) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） (個人の場合) 住民票及び確定申告書、納税証明書など事業を行っていることを示す書面	正1
3	最近2年分の財務諸表（決算報告書） ※提出データは原則 PDF ※設立2年に満たない企業は1期分で可とします。 ※決算書の提出ができない場合、事業計画書及び収支予算書で可とします。	正1
4	その他（企業の会社案内等） ※提出データは原則 PDF	正1

※事業提案書様式は（株）久留米リサーチ・パークのホームページからダウンロードできます。

書類2以外は、原則A4版で片面印刷された正1部の他に、電子データも提出ください。

電子データは、下記のCD-Rもしくは弊社指定サーバーへのアップロードの利用とします。

<CD-R で提出する場合>



- CD-R の表面に提案テーマ名、応募者名を明記してください。
- ファイル名は下記様式で収録してください。
事業提案書 (株式会社***)
決算報告書 (株式会社***)
会社案内 (株式会社***)

<弊社指定サーバーへアップロードする場合>

サーバーURL : <https://krp-cloud.kttnet.co.jp/index.php/login>

※ご利用の場合、個別の ID とパスワード発行、及び操作方法をご案内しますので事務局宛てメールにて、ご依頼ください。

【指定サーバーの入力画面】



<申請書類受付期間>

平成 31 年 4 月 8 日 (月) ~ 平成 31 年 5 月 13 日 (月)

※郵送の場合は締切日の消印まで、持込みの場合は締切日の 16 : 00 まで可といたします。

※申請受付の際、書類の不備が確認された場合は返却しますので、不備是正の再提出は可能ですが、締切り後は再提出を受けませんので、期日に余裕を持って申請下さい。

<提出先>

〒839-0864 久留米市百年公園 1 番 1 号

(株)久留米リサーチ・パーク 研究開発部・事務局宛て

Tel : 0942-37-6114 Fax : 0942-37-6367

E-mail : kurumeshimono@krp.ktarn.or.jp

※ご持参いただく場合などは、事前にご連絡ください。

(受付時間 9 : 00 ~ 16 : 00)

<その他、申請資格>

※同一年度で育成支援型と実用化支援型の同時申請はできません。

※本委託事業に採択され事業が完了した後、原則 1年間は新たな申請はできません。

但し、以下の場合は例外となります。

例外① : 育成支援型での採択後、同テーマの実用化型への申請は上記の制限なし。

例外②③ : 実用化支援型での採択後、新たな実用化支援型への申請は 2年間できません。

採択された年と、その後の申請可能な最短年数の例

採択年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
原則	育成テーマA	申請不可	育成テーマB	申請不可	育成テーマC
原則	育成テーマA	申請不可	実用化テーマB	申請不可	育成テーマC
例外①	育成テーマA	実用化テーマA	申請不可	育成テーマB	実用化テーマB
例外②	育成テーマA	実用化テーマA	申請不可	申請不可	実用化テーマB
例外③	実用化テーマA	申請不可	申請不可	実用化テーマB	申請不可

以上、申請資格等についてご不明な点ありましたら、お問い合わせください。

(7-3) 提案の審査

外部有識者等により構成された、審査委員会による1次審査（書類）での選抜を経た後、プレゼンテーション及びヒヤリング等による2次審査を行い、提案の採否を決定いたします。

※採否通知は書面にて申請者へお知らせしますが、採否に関する問い合わせは一切受け付けいたしません。

(7-4) 採択決定

採択の通知を受けましたら、14日以内に実施計画書を提出ください。これにより弊社と委託契約の締結を行い、これをもって事業の開始となります。

尚、実施計画書提出の際、購入品目リストや概算見積書、カタログ、WEB情報等による価格の根拠資料も必要となりますので、予め準備ください。

※実施計画書の根拠資料は目論見用であり、参考価格等の資料でも可とします。

※各様式については事務局にて用意いたします。

※採択された案件は、提案書中の『テーマ名』『提案者名』を弊社ホームページ内にて公開いたします。

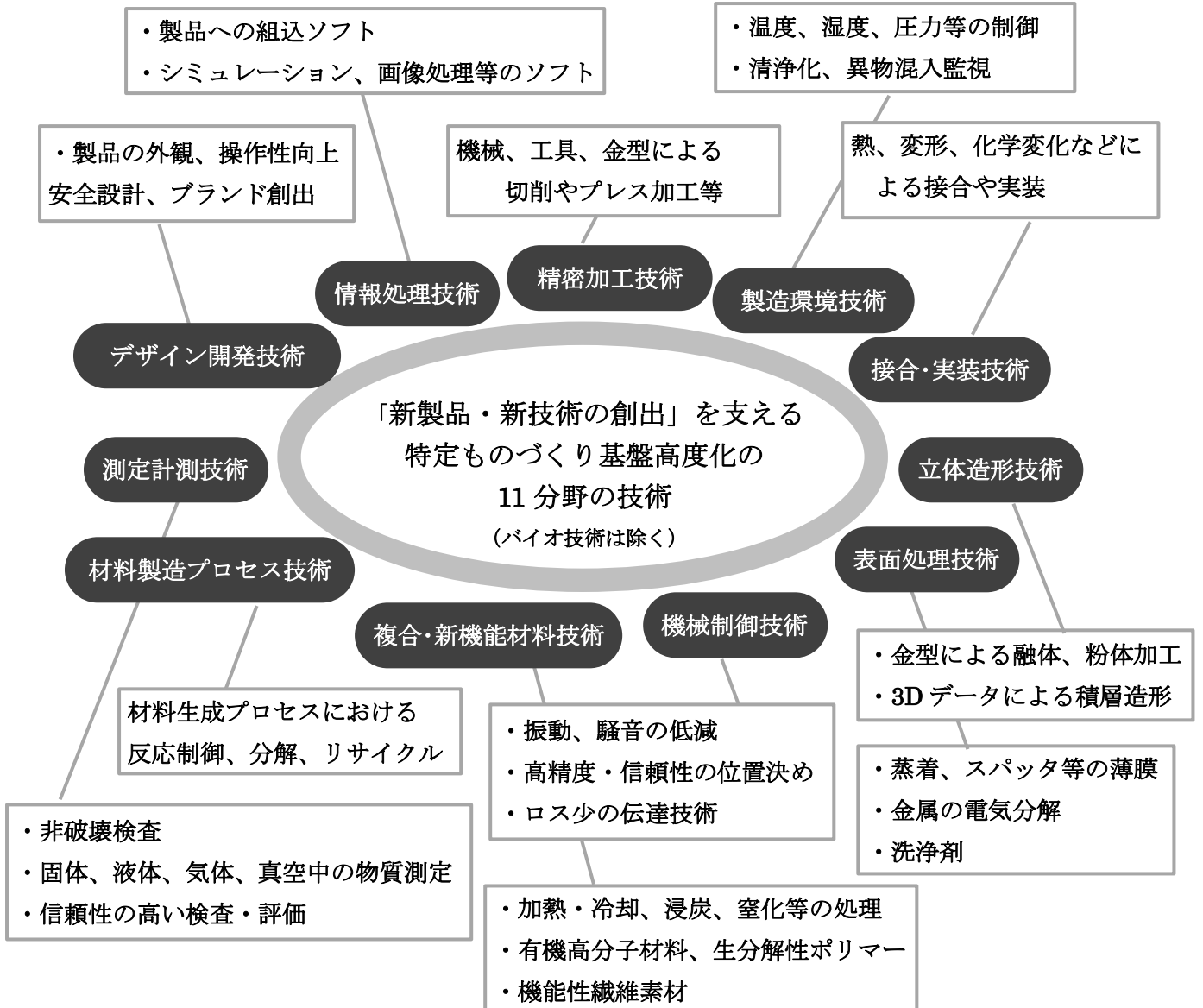
(7-5) 委託費精算

翌年3月の精算払いを原則とするが、中間報告の際、別途協議により支払済額を対象として契約金額（委託額）の80%以内で中間払いができるものとする。

(7-6) 事業完了後

翌年度から3年間は会計年度毎に事業化状況報告書を弊社宛てに提出いただきます。また、帳簿については5年間保存、対象経費のうち機械装置等の財産（50万円以上）は事業完了後、5年間は弊社の承認を得ることなく処分することはできません。

<資料 1.>



<資料 2.> 実用化支援枠における対象経費の構成事例

(税込 単位：万円)

経費区分	委託対象経費額	構成比率%	条件
1.機械装置・工具器具費	162	34%	
2.原材料・副資材費	54	11%	
3.旅費	0		
4.外注加工費	108	22%	※外注加工費と委託費の合計が 50%以内
5.委託費	108	22%	※外注加工費と委託費の合計が 50%以内
6.工業所有権出願費等	0		
7.宣伝・広告費	54	11%	※20%以内
8.その他の経費	0		
合計	486		※委託額は対象経費合計の 2/3(上限 324 万円)

⇒ ※委託額は、324 万円となります。